

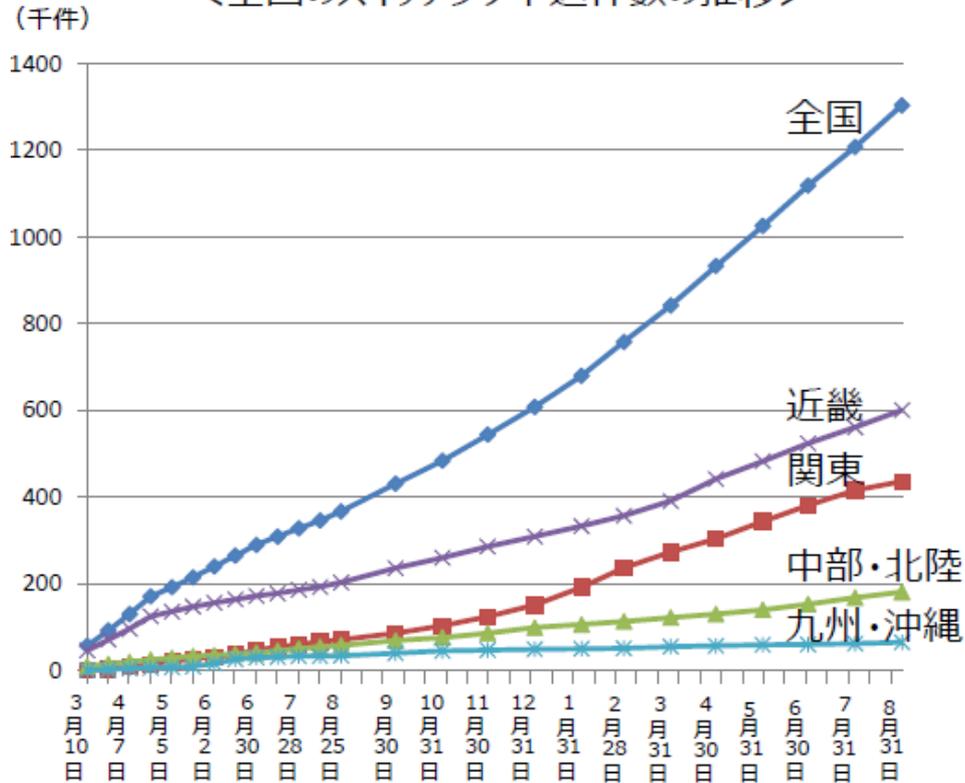
一括受ガスについて

2018年10月29日
関西電力株式会社

- **当社ガス事業の状況と課題について**
- **規制改革実施計画に掲げられた課題について**
 - － **一括受ガスについて**

スイッチング申込状況について

＜全国のスイッチング申込件数の推移＞



地域	申込件数 【単位：件】	スイッチング率 (※1) 【単位：％】
北海道	—	—
東北	—	—
関東	456,377	3.5
中部・北陸	181,357	7.5
近畿	601,207	9.7
中国・四国	—	—
九州・沖縄	65,101	4.5
全国	1,304,042	5.1 (※2)

(※1) 2017年3月の一般家庭等の契約件数 (選択約款含む約2,538万件) を用いて試算。

(※2) 選択約款の契約件数を母数から除いた場合、全国でのスイッチング率は、6.6%。

出典：H30.9.20 第1回ガス事業制度検討WG 資料

○当社は、家庭用ガス販売において、積極的な取り組みを進めており、自由化以降多くのお客さまに切替をいただいているところ。



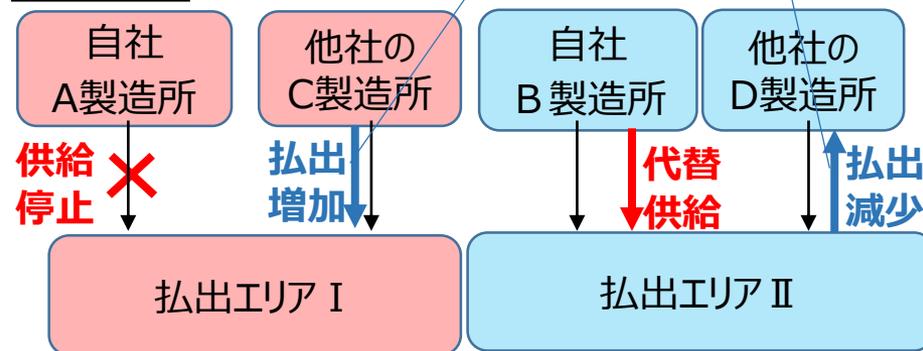
- ガス需要の増加に対応するため、姫路LNG基地に加えて、平成29年9月から堺港発電所においても熱量調整設備の運用（大阪ガス殿導管を活用した託送供給）を開始。
- 当社は基本的に自社設備からの供給を行う**べく、需要に応じて段階的に設備増強を図ってきていますが、**設備の増強過程においては保有設備を一時的に停止せざるを得ない場合もあり得る**ことなどから、供給力確保義務を果たす上で、次頁にお示しするような課題を抱えています。

当社が抱える課題について

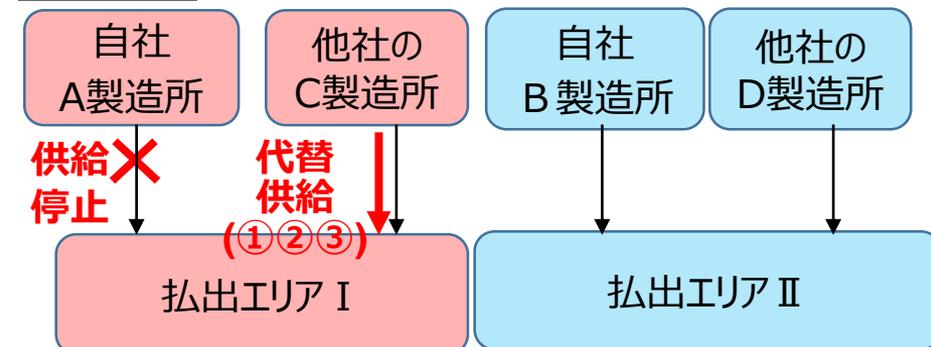
○設備増強過程において、一時的な製造停止が必要となった場合に、代替の供給力を確保する手段は複数ありますが、それぞれについて以下のような課題があるものと考えております。

供給力確保手段		具体例	課題	評価
(1) 自社供給		他払出エリアの自社製造設備による代替供給	製造設備のある払出エリアへの振替供給の可否について議論が必要	◎
(2) 他社供給	① 卸供給	他社からの卸供給を受ける。	機動的かつ経済合理的な条件での合意が困難となる可能性	○
	② LNG基地の第三者利用	自社LNGを他社基地に持込、ガスの製造委託を行う。	機動性（年単位での契約）と規模（カーゴ単位での契約）から、一時的な代替供給には適さない。	△
	③ その他製造委託等	他社へ熱調や付臭業務等を委託	機動的かつ経済合理的な条件での合意が困難となる可能性	○

自社供給



他社供給



検討項目	これまでの整理
ガス卸供給の促進	ガス小売市場の競争促進のため、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行う。
一括受ガスによる小売間競争の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討を行う。
熱量バンド制への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の標準熱量制から熱量バンド性への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討を行う。
LNG基地の第三者利用の促進	LNG基地の第三者利用を促進する観点から、事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、対象となるLNG基地の拡大について検討を行う。



○当WGにおいては、上記課題に加え、現在の競争状況を踏まえた追加的な競争活性化策として、前頁に記載したような課題を含めて、様々な事業者のニーズを御確認いただき、今後ご検討を賜りたい。

○本日は、「一括受ガス」について、ご説明をさせていただきたい。

一括受ガスにかかる規制改革推進会議での議論について

ガス市場整備室プレゼン資料から抜粋

(規制改革推進会議「第21回投資等WG (H30.4.13)」)

- ① 一括受ガスマンションと、個別契約マンションの需要家の託送料金負担の公平性を毀損。
- ② 保安水準維持のため、一括受ガスを許容しても託送料金が低減する効果は期待し難い。
- ③ 一括受ガスは、需要家のガス供給者選択の自由を制約する。



内閣府答申(H30.6.4)

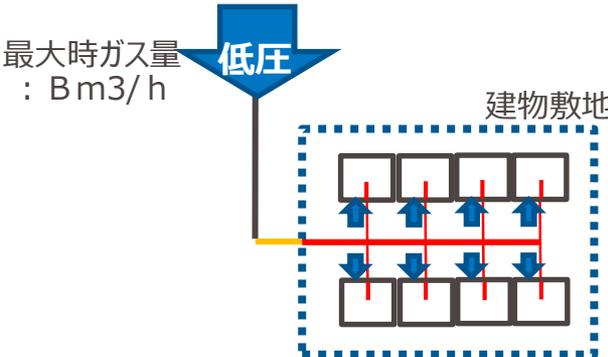
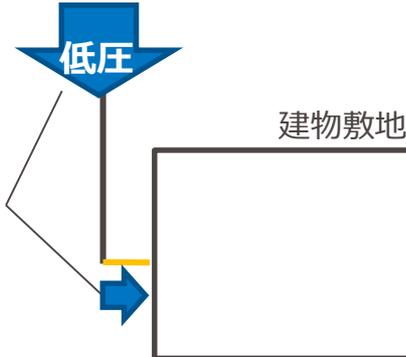
- 一括受ガスの形態による需給は相当数存在。保安上の支障、料金面での苦情も報告なし。
- LPガスや電力では同様の供給形態が許容。
- 保安水準や託送料金負担の公平性に対しては新しいルールを定めればよい。
- サービス多様化、託送料金以外の部分でのコスト引下げ努力等、小売間競争の促進が期待
⇒一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討を行う。



- 弊社では、「一括受ガス」については、サービスの多様化や小売間競争促進の面から、一定の需要家メリットが存在しているのは事実と認識しているものの、既存の一部の需要家のみがそのメリットを享受できる不公平な状態にあることも事実であるため、**制度上の整理をいただきたいと存じます。**
- 次項以降で、主な論点にかかる弊社の考えについて、ご説明いたします。

論点① 託送料金負担の公平性について

- 現行の託送料金制度のもとでは、一括受ガス状態においては、供給設備の実態等がほとんど変わらないにもかかわらず、託送料金負担が減少することになります。
- この状態について、同じ建物形態・ガス使用形態にもかかわらず、一括受ガスの託送料金が一部の需要家のみ適用されているのであれば、託送料金の公平性の観点から問題と考えます。
- このような状態の是正の取り組みは既に行われていると思いますが、少しでも早く需要家の不公平を解消し、導管事業者が適正な託送料金を回収すべく、期限を区切って是正の取り組みをいただくようお願いしたいと考えます。

個別契約 100地点	一括受ガス状態 1地点
 <p>最大時ガス量 : B m³/h</p> <p>建物敷地</p>	 <p>最大時ガス量 : B m³/h</p> <p>建物敷地</p> <p> <input type="checkbox"/> : 需要場所単位 — : 低圧本支管 — : 供給管 </p>
<p>○ 託送料金負担 標準 I 種 B 料金区分 (A m³/月) × 100 地点</p>	<p>○ 託送料金負担 標準 I 種 H 料金区分 (A × 100 m³/月) × 1 地点</p>

○ 前提条件
 ・ 個別契約および一括受ガスの各建物内区分の地点のガス使用形態は同じ (最大流量、使用量等) と仮定

論点② 託送料金の低減効果

- 一括受ガス状況においても、一般ガス導管事業者が構築する供給設備に差がないとすれば、供給需要原価および需要家原価のうち供給管原価は託送料金から除外できないと考えます。
- また、保安水準を満たすため、一般ガス導管事業者が従前通り保安を行い、マイコンメーターの設置等も行うとした場合、託送原価上のメーター原価および内管保安原価も除外できないと考えます。
- 一方、検針原価については、各建物区分の検針を一般ガス導管事業者以外が担うことになれば、託送料金から一部除外できる（託送料金の算定上、不要）と考えられ、託送料金の低減余地があると考えます。

大阪ガス殿 託送原価（機能別原価整理表より抜粋）		百万円	割合
供給需要原価	高圧導管原価	69,225	12.0%
	中圧導管原価	104,927	18.1%
	低圧導管原価	200,869	34.7%
	計	375,022	64.8%
需要家原価	供給管原価	63,062	10.9%
	メーター原価	34,931	6.0%
	検針原価	54,847	9.5%
	内管保安原価	40,955	7.1%
	計	193,794	33.5%
託送供給特定原価		10,194	1.8%
合計		579,010	100%

低減
余地
あり

論点③ ガス供給者選択の自由の制約

- 一括受ガスを採用する建物に入居するかどうかは、あくまで各需要家の選択に委ねられますため、ガス供給者選択の自由が制約されるという側面だけでなく、選択肢を増やすという側面もあると考えております。
- 一括受ガスという選択肢を増やすために、需要家への供給条件説明等を定める、*小売営業ガイドラインに一括受ガス事業者も対象にすることで、需要家保護を行うことが可能と考えております。

*【参考】電力の小売営業に関する指針(抜粋)

2. 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等

(3) 高圧一括受電や需要家代理モデルにおける望ましい行為

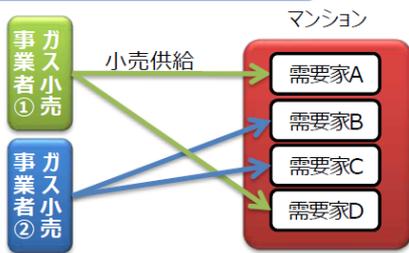
(中略)最終的な電気の使用者の保護の観点から、高圧一括受電事業者は、本指針に定められた小売電気事業者に求められる需要家保護策と同等の措置を適切に行うことが望ましい。

③需要家のスイッチングの制約

- 自由化以前であれば選択肢拡大の意味を持ち得たマンション一括受ガスは、ガス小売市場が全面自由化されている状況では、最終需要家がガスの供給者を選択する自由をむしろ制約するおそれがある。
- 仮に入居当初は一括受ガスが最終需要家にとって最適な選択だったとしても、入居後、より魅力的な小売料金メニューの登場等により最終需要家自身のニーズが変化した場合、スイッチングに当たってマンション管理組合の決議が必要となる等、各需要家が自由にガス供給者を選択することが困難となる。

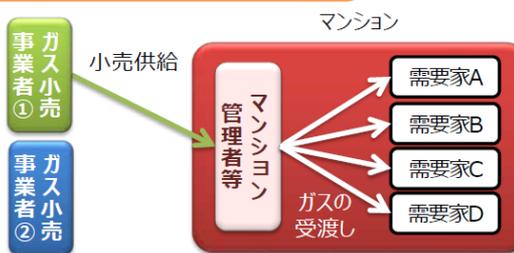
- 供給能力の確保
- 供給条件の説明等
- 書面の交付
- 苦情等の処理

各戸へのガスの小売供給のイメージ



最終需要家が小売供給契約の主体として、自ら小売供給契約を見直すことができる。

マンション一括受ガスのイメージ



マンション管理者等が小売供給契約の主体であり、最終需要家がスイッチングするためには、マンション管理組合の決議が必要となる可能性がある。

- 現状、テナントビル等で既に一括受ガス状態にあるものが存在しており、保安上の支障が発生しておらず、需要家にとってもメリットがあるとはいえ、同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家に開かれたしくみとなっておりません。
- 同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家が、託送料金上公平に扱われるよう、
 - A. 一括受ガスを制度化する
 - B. 既存の一括受ガス状態を期限を区切って解消するのどちらかの整理をお願いしたいと考えております。

以 上

ご清聴 ありがとうございます

関電ガス

